

# パーソナルアシスタント町田通信

V O L . 4 3 2 0 0 9 年 6 月 発 行

## ◇福利厚生を充実させていきます。

今年の4月から障害者自立支援法の報酬単価が改正されました。これにより6年前の障害者支援費制度の頃とほぼ同等の水準まで回復しました。

この報酬単価のUPはあくまで緊急措置という位置づけとなっています。そのため長期的には楽観できないのですが、まずは以下のような福利厚生という形で還元していきたいと考えています。

### ・退職金制度を導入します

週32時間以上の常勤ヘルパーを対象に退職金制度を導入します。これは、「中退共」という制度を利用します。

詳しくは、以下のURLをご参照下さい。↓中退共ホームページ

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

### ・健康診断費用を1万5千円に引き上げます

健康診断は年に一度、全従業員が受診しなければなりません。これまではその費用の1万円を上限に支払っていましたが、今後は1万5千円します。皆さん、これを機に積極的に受診して下さい。受診した場合は、領収書と診断書（コピー可）を提出して下さい。よろしくお願いします。

### ・子育て支援の手当金制度を実施します

仕事と育児の両立している従業員へ育児支援金（上限一万円）の支給を始めました。条件としては、雇用保険加入の基準を満たしていて、子を保育園等に預ける者としています。詳しくはパーソナルアシスタント町田事務所までお問い合わせ下さい。

## ◇有給休暇をとりましょう！

有給休暇は入社して半年、それからは一年ごとに付与されていきます。よって、11月入社の方たちは先月から有給日数が付与されています（給与明細書に日数が記載されています）。有給休暇は労働者が職務を100%実行できるようにリフレッシュするためのものでもあります。そのため有給休暇をとってまた万全な仕事の体制を作るという点において、利用者様のため、会社のためでもあります。

有給休暇は労働者の権利でもあります。事前に（一ヶ月ぐらい前から）利用者様やサービス提供責任者と相談して計画的にとることをお勧めします。

ホームページアドレス <http://www.pa-machida.co.jp/>

パソナルアシスタント町田 194-0013 町田市原町田 2-7-19-106 Mail : [pam@w7.dion.ne.jp](mailto:pam@w7.dion.ne.jp) 緊急時:090-1406-9367